

令和4年度組合運営の基本方針

近年、全国的に台風や大雨、地震の発生など自然災害が頻発しており、今まで被害を受けてこなかった地域にも大きな災害をもたらしています。また、長引く新型コロナウイルスによる業務需要の落ち込み、昨年産水稻の価格低迷、そして不安定な国際情勢や円安等の影響により原材料価格が高騰するなど、様々なリスクが農業経営の安定に大きな影響を及ぼしているところです。

このような状況の中、政府の第5次「食料・農業・農村基本計画」において、収入保険の普及促進・利用拡大の重要性が強調される内容となっており、農業保険（収入保険及び農業共済）のセーフティーネットとしての機能が改めて注目されています。

徳島県においては、去年は平年より長い梅雨、その後の高温・干ばつ、そして8月の長雨により水稻や果樹等に被害が発生しました。また、台風の襲来や線状降水帯の発生に伴う集中豪雨により、園芸施設や農機具等に被害が発生しました。さらに寒波によるうんしゅうみかんの枯死等の被害も発生しました。徳島県農業共済組合（以下、「NOSA I 徳島」という。）は、共済金の早期支払いや収入保険加入者へのつなぎ融資の実施等、農業保険の円滑な実施に取り組んでまいりました。

NOSA I 徳島は、令和4年度においても、引き続き自然災害への備えとして、全ての農業者へ「農業経営のセーフティーネット」を提供するため、一層の農業保険の普及拡大に取り組めます。また農業者のニーズに沿った補償内容の提供を行う等、より丁寧な訪問活動を実践することで農業者のリスク低減に取り組めます。

特に収入保険事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を含むオールリスク対応の保険として、その役割を果たすべく組織を挙げて加入拡大に取り組み、農業者の経営安定を力強く支援してまいります。また農業共済事業においても、行政、農業関係団体との連携をさらに強化し、水稻共済の一筆方式廃止に伴う他方式への円滑な移行に努めるとともに、園芸施設共済の加入拡大についても重点課題として取り組めます。

一方、組合運営においては、徹底した業務運営の効率化、合理化に取り組むとともに、更なるコンプライアンスの徹底を図ることで、健全かつ適正な事業運営を推進してまいります。

NOSA I 徳島は、農業経営の様々なリスクに対して、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の幅広い構築に向けて、全役職員が一丸となって、つぎの取り組みを実践します。

令和4年度 事業計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済		家畜共済 死産									
		水稻	麦	搾乳牛	繁殖用雌牛	育成乳牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛
		戸	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
区域内の概数	29,751	835,000	7,600	3,200	3,700	1,600	29,000	0	0	5,405	38,540	0	0
前年度引受実績	24,262	553,149	6,981	2,782	1,610	935	15,357	0	0	811	0	0	0
本年度引受計画	23,700	547,686	7,063	2,975	1,722	1,000	16,423	0	0	700	0	0	0
本年度予定引受率	79.7%	65.6%	92.9%	93.0%	46.5%	62.5%	56.6%	0.0%	0.0%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%

共済目的等 項目	家畜共済 疾病傷害							果樹共済 収穫					計	畑作物共済 大豆
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	うんしゅうみかん	指定かんきつゆず	なし	うめ	うんしゅうみかん			
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	a	a	a	a	a	a		
区域内の概数	3,400	18,000	0	5,405	0	0	23,500	7,600	8,600	2,100	24,500	66,300	1,600	
前年度引受実績	2,765	8,677	0	0	0	0	3,825	1,088	935	512	3,892	10,252	239	
本年度引受計画	2,903	9,109	0	0	0	0	4,200	1,164	1,017	502	4,090	10,973	239	
本年度予定引受率	85.4%	50.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.9%	15.3%	11.8%	23.9%	16.7%	16.6%	14.9%	

共済目的等 項目	園芸施設共済											任意共済		
	ガラス室		プラスチックハウス									計	建物	農機具
	I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類				
区域内の概数	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台
前年度引受実績	-	14	0	3,150	952	519	118	86	110	133	5,082	50,200	33,400	
本年度引受計画	-	8	-	1,692	475	349	64	36	92	97	2,813	28,730	1,641	
本年度予定引受率	-	9	-	1,874	527	386	71	40	102	107	3,116	28,400	1,740	
本年度予定引受率	-	64.3%	-	59.5%	55.4%	74.4%	60.2%	46.5%	92.7%	80.5%	61.3%	56.6%	5.2%	

2 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等	項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備考
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
農作物	水稲	547,686 a	553,149 a	4,024,257	5,242	2,621	2,621	/	/	/	
		22,555,000 kg	17,736,696 kg								
	7,063 a	6,981 a	1,834	36	19	17					
	160,000 kg	157,088 kg									
計	554,749 a 22,715,000 kg	560,130 a 17,893,784 kg	4,026,091	5,278	2,640	2,638	20	2,620	5,258		
家畜	死 廃	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		搾 乳 牛	2,975	2,782	563,971	34,760	17,380	17,380	/	/	/
		繁 殖 用 雌 牛	1,722	1,610	399,558	3,250	1,625	1,625	/	/	/
		育 成 乳 牛 (子牛等は農家選択)	1,000	935	237,540	1,894	947	947	/	/	/
		育 成・肥 育 牛 (子牛等は農家選択)	16,423	15,357	4,630,686	28,852	14,426	14,426	/	/	/
		繁 殖 用 雌 馬	0	0	0	0	0	0	/	/	/
		育 成・肥 育 馬	0	0	0	0	0	0	/	/	/
		種 豚	700	811	55,000	2,049	1,024	1,025	/	/	/
	肉 豚	0	0	0	0	0	0	/	/	/	
	小 計	22,820	21,495	5,886,755	70,805	35,402	35,403	56	35,346	70,749	
	疾 病 傷 害	乳 用 種 種 雄 牛	0	0	0	0	0	0	/	/	/
		肉 用 種 種 雄 牛	0	0	0	0	0	0	/	/	/
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	疾 病 傷 害	乳 用 牛 (子牛は農家選択)	2,903	2,765	48,790	38,372	19,186	19,186	/	/	/
		肉 用 牛 (子牛は農家選択)	9,109	8,677	44,472	15,226	7,613	7,613	/	/	/
		一 般 馬	0	0	0	0	0	0	/	/	/
		種 豚	0	0	0	0	0	0	/	/	/
小 計		12,012	11,442	93,262	53,598	26,799	26,799	1	26,798	53,597	
乳 用 種 種 雄 牛		0	0	0	0	0	0	/	/	/	
肉 用 種 種 雄 牛		0	0	0	0	0	0	/	/	/	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	34,832	32,937	5,980,017	124,403	62,201	62,202	57	62,144	124,346		

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
			本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
果 穫		半相殺減収総合一般方式	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		うんしゅうみかん	4,200	3,825	52,000	3,100	1,550	1,550				
		災害収入共済方式	1,164	1,088	17,300	350	125	125				
		指定かんきつ(ゆず)	1,017	935	47,600	3,000	1,500	1,500				
		半相殺減収総合短縮方式 なし	502	512	1,738	170	85	85				
		小計	6,883	6,360	118,638	6,620	3,260	3,260	2,990	270	3,530	
樹	樹体	うんしゅうみかん	4,090	3,892	206,000	332	166	166				
		小計	4,090	3,892	206,000	332	166	166				
		計	10,973	10,252	324,638	6,952	3,426	3,426				
畑作物		大豆	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		計	239	239	424	4	2	2	1	1	3	
園芸施設	ガラス室	I 類	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		II 類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	プラスチックハウス	I 類	9	8	58,705	45	22	23				
		II 類	-	-	-	-	-	-				
		III 類	1,874	1,692	1,361,560	27,302	13,450	13,852				
		IV 類甲	527	475	1,757,745	14,527	7,067	7,460				
		IV 類乙	386	349	1,832,308	12,414	6,014	6,400				
		V 類	71	64	602,311	5,075	2,527	2,548				
		VI 類	40	36	319,075	1,912	948	964				
VII 類	102	92	45,529	899	449	450						
計	107	97	27,760	592	293	299						
合 計			3,116	2,813	6,004,993	62,766	30,770	31,996	8,850	21,920	53,916	
					16,336,163	199,403	99,039	100,264	11,939	87,101	187,365	

イ 任意共済事業の規模

項目		引 受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料	保険手数料	手持共済掛金	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費賦課金				
建 物	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	総合	3,192	3,037	28,818,794	84,534	70,105	14,429	33,814	5,241	41,532	
	火災	25,208	25,693	240,461,206	194,137	109,566	84,571	58,241	23,588	74,913	
	計	28,400	28,730	269,280,000	278,671	179,671	99,000	92,055	28,829	116,445	
農 機 具	台	台	台								
	損害	1,740	1,641	3,678,360	19,254	14,654	4,600	0	0	14,654	
	計			272,958,360	297,925	194,325	103,600	92,055	28,829	131,099	
保険割合		総合(地震等)		50%	総合		15.50%				
		総合(地震等以外) 火災		30%	火災		40.50%				

ウ 収入保険の規模

事業	引 受	
	本年度予定	前年度実績
収入保険	860 体	615 体

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

ア 水稲

- (ア)各地で開催される関係機関の会議等に積極的に参加し、農業保険の周知徹底を図り、加入者確保に努めます。
- (イ)引受状況の改善と事務の効率化を図るため、「営農計画書及び水稲共済加入申込書」の一体化処理により、作付状況の把握に努めます。
- (ウ)一筆方式が廃止されたことに伴い、各引受方式ごとの補償割合及び単位当たり共済金額の選択について説明し、農家に合った補償内容を提案します。
- (エ)令和4年産からは地域インデックス方式を中心に推進し、加入者の確保に努めます。飼料用米栽培農家については半相殺方式、全相殺方式での加入を推進します。
- (オ)充実した補償を提供できる全相殺方式、品質方式への移行を進めていくため、収穫量を記載した帳簿の整備を促します。乾燥調製受託者にも収穫量のデータの整備を依頼します。
- (カ)農家単位、統計単収による補償であっても一筆半損特約、一筆全損特例により従来と同じ一筆ごとの補償があることを周知します。
- (キ)低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (ク)掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。また、過年度における掛金等未納農家に催告状を発出し、未収共済掛金等の完全徴収に取り組みます。
- (ケ)生産技術及び農作業効率の向上を図り、稲作経営の安定を支援するため、専門技術者による講習会を開催します。
- (コ)顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には水稲共済への加入推進と併せて青色申告への移行を促します。

イ 麦

- (ア)経営所得安定対策との連携及び関係団体等から情報を得て、作付状況を把握し適正な引受を行います。
- (イ)低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (ウ)掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。
- (エ)顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には麦共済への加入推進と併せて青色申告への移行を促します。

(2) 家畜共済

死亡廃用共済

ア 牛（乳牛・肉用牛等）

- (ア) 死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとした推進を継続しながら、農家のニーズに即した加入方式での引受推進を実施します。
- (イ) 顧客リストの整備を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (ウ) 関係団体と連携を図り、新規飼養者や未加入農業者の把握に努め顧客リストを整備し、戸別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。
- (エ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (オ) 徳島県家畜保健衛生所及び指定・開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努めます。

イ 豚（種豚・肉豚）

- (ア) 顧客リストの整備及び関係機関との連携による情報収集に努め、対象家畜の飼養状況の把握に取り組みます。
- (イ) 顧客リストを活用し、未加入農業者に対する役職員による戸別訪問を引き続き実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、制度への理解と普及を推進します。

疾病傷害共済

ア 牛（乳牛・肉用牛等）

- (ア) 死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとした推進を継続しながら、農家のニーズに即した加入方式での引受推進を実施します。
- (イ) 顧客リストの整備を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (ウ) 関係団体と連携を図り、新規飼養者や未加入農業者の把握に努め顧客リストを整備し、加入推進については、戸別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。
- (エ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (オ) 徳島県家畜保健衛生所及び指定・開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努めます。

イ 豚（種豚）

- (ア)顧客リストの整備及び関係機関との連携による情報収集に努め、対象家畜の飼養状況の把握に取り組みます。
- (イ)顧客リストを活用し、未加入農業者に対する役職員による戸別訪問を引き続き実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、制度への理解と普及を推進します。

家畜診療所

- (ア)家畜診療所は、指定・開業獣医師や徳島県家畜保健衛生所と連携し、家畜共済事業の推進を図るとともに、安定的な獣医療の提供に努めます。また、畜産農家に関する飼養状況等の把握に努め、加入推進に取り組みます。
- (イ)家畜診療所収支の健全化を図るため、より一層の経費削減と共済金額の増額及び子牛・胎児の非選択加入の解消を重点とした加入拡大を実施し、診療収入の確保に取り組みます。
- (ウ)飼養管理指導及び繁殖指導を実施し、畜産農家の事故率低減と生産性の向上に取り組みます。

(3) 果樹共済

ア うんしゅうみかん(収穫)

- (ア)関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ)顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進と併せて青色申告への移行を促します
- (ウ)加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ)関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ)低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

イ ゆず(収穫)

- (ア)関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ)顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者に

- は果樹共済への加入推進と併せて青色申告への移行を促します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
 - (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
 - (オ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

ウ なし（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進と併せて青色申告への移行を促します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

エ うめ（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進と併せて青色申告への移行を促します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (カ) 戸別訪問、継続加入時にパンフレットにより半相殺方式、全相殺方式の説明を行い、農業者の意向を確認して加入推進をします。

オ うんしゅうみかん（樹体）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、改正制度及び収入保険制度の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者に

- は果樹共済への加入推進と併せて青色申告への移行を促します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
 - (エ) 関係機関との連携により、基準となる金額の適正な設定を行います。
 - (オ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

(4) 畑作物共済

大豆

- (ア) 地域再生協議会との連携により経営所得安定対策による営農計画書等で有資格農業者を把握し、引受拡大に取り組みます。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には畑作物共済への加入推進と併せて青色申告への移行を促します。
- (ウ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金を設定します。
- (エ) 戸別訪問、継続加入時にパンフレットにより半相殺方式、全相殺方式の説明を行い農業者の意向を確認して加入推進します。

(5) 園芸施設共済

- (ア) 顧客リスト整備のため現地調査を行い、耕作者や型式、設置面積等の情報収集に継続して取り組みます。また、この顧客リストに基づき、未加入農業者に対する戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な事業内容の説明を行うとともに積極的な加入推進を実施します。
- (イ) 制度の見直しによる補償の充実、選択肢の拡充を丁寧に説明し農業者の求める補償内容を提案することで、新規加入者増、継続加入者の確保に努めます。
- (ウ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (エ) 新規就農者の情報、新規事業及び増設棟等の情報収集のため、農業協同組合の生産部会及び関係機関が開催する会議に参加し、積極的な情報交換に努めます。
- (オ) 補償の充実を図るために加入農家に対して、被覆期間に変更が生じた場合は、必ず組合へ通知をするよう周知を徹底いたします。
- (カ) 行政等と連携を図りながら、国及び県等が実施する補助事業申請農家の把握に努め、未加入農家の推進に取り組みます。
- (キ) 農業協同組合の生産部会及び農家に対して、集団加入による共済掛金及び一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置等、有益な情報、

制度の内容を周知共有することで、締結団体の集団加入率向上、未締結生産部会との締結に取り組みます。

(6) 任意共済

ア 建物共済

(ア) 加入資格を遵守した適正な加入推進を行うため、資格審査の徹底を図ります。

(イ) 組合員の保有する資産を把握するため建物台帳の整備を行い、効率的な加入推進に取り組みます。

(ウ) 組合員の資産を守るため、家具類の加入、臨時費用担保特約及び小損害実損てん補特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。

(エ) 農業保険加入者で建物共済未加入者への積極的な推進を行います。

イ 農機具共済

(ア) 農機具共済未加入者への効率的な推進を図るため、農業機械販売店等との連携強化に努め、情報交換に取り組みます。

(イ) 令和3年度より導入された地震等担保特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。

(ウ) 農業保険加入者で農機具共済未加入者への積極的な推進を行います。

ウ 保管中農産物補償共済

制度の内容について、補償対象農産物となる農作物、果樹及び畑作物共済加入者に対して周知を行います。

(7) 農業共済事業のニーズ調査

本県において実施していない共済品目(未実施品目)及び引受方式(未実施方式)についてアンケート調査を行い、農業者のニーズを把握します。

4 損害評価の適正化

(1) 農作物共済

(ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、作柄及び被害状況を早期に把握します。

(イ) 登熟不良等の発生状況を把握するため、定点による調査を実施します。

- (ウ) 損害評価について、申告方法等を損害評価員や納入告知書発送時、広報紙を通じて組合員に周知し、被害申告漏れのないよう徹底します。
- (エ) 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用をはかり、公平公正な損害評価を実施します。
- (オ) 被害の実態に応じた評価地区を設定し、効率的な評価態勢を構築します。
- (カ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (キ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに適正な損害評価に努めます。
- (ク) 引受方式変更による損害評価が円滑に進むよう検見の方法等を記載したパンフレットを作成し、評価研修会時に説明します。

(2) 家畜共済

- (ア) 事務取扱要領及び事務処理要領を遵守し、病傷事故診断書の内容を精査したうえで、その結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させる等、診療業務の適正化に取り組みます。
- (イ) 無獣医地域での診療に支障がでないよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、県下全域での適切な獣医療水準を確保します。
- (ウ) 指定、開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出依頼を徹底し、共済金の早期支払いに努めます。

(3) 果樹共済

- (ア) 評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握します。
- (イ) 現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正評価に努めます。
- (ウ) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに農業協同組合等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組みます。
- (エ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (オ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(4) 畑作物共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握する等、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。

(4) 損害評価会で審議決定された分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行います。

(5) 園芸施設共済

(ア) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。

(イ) 台風等の大災害時における損害評価に備え、本所及び各支所間の連携シミュレーション等を行うことにより、機動的な損害評価体制を構築します。

(ウ) 現地評価研修会を開催し、評価眼の統一を図り、効率的な損害評価を行います。また、施設の設置状況図の整備・更新により、迅速かつ適正な損害評価を行い共済金の早期支払いに努めます。

(エ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(6) 任意共済

(ア) N O S A I 協会が主催する損害評価研修会及び四国地区共済事業担当者会に参加し、評価技術の向上を図ります。また、広域災害に対する損害評価支援及び本所・各支所間の連携について評価訓練を実施し、大規模災害に備えた損害評価体制の構築に努めます。

(イ) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、罹災状況の確認等、迅速かつ適正な損害評価と共済金の早期支払いに努めます。

(ウ) 農機具共済の全損事故に係る残存物については、適切な取り扱いを行います。

(エ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

5 損害防止事業の実施方策

(1) 農作物共済、畑作物共済

(ア) 講習会等の開催

農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努めます。

(イ) 集団防除を行う組織等への助成

組合員で組織する防除団体等で実施する集団防除費用に対して一部助成を行います。

(ウ) 情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、イモチ病及びスクミリンゴガイ等の病虫害発生予察情報・高温障害予察情報を組合員に提供します。

(2) 家畜共済

(ア) 薬剤の配布

組合員ごとに慢性疾病の予防薬剤等を配布し、事故低減を図ります。なお、配布に際しては「動物用医薬品の使用の規制に関する法令」を遵守します。

(イ) 畜舎消毒

畜舎の衛生管理に効果的な煙霧消毒機を活用し、貸し出し等により畜舎消毒を行います。

(ウ) 衛生管理

損害防止に係る情報提供及び農家の実態に即した衛生管理指導を実施します。

(3) 果樹共済、園芸施設共済

(ア) 情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、農業版BCP（事業継続強化対策）を周知することでリスク発生時の対応、未然防止策の情報提供をします。

(イ) ラクハリ（ハウスフィルム展張機）の貸し出し

ハウスのビニール張り替えに便利な展張機「ラクハリ」を貸し出しします。

(4) 鳥獣害対策

(ア) 近年、増加している鳥獣害による農作物被害対策として、組合員が防護施設、器具を設置した場合、要した費用の一部を助成します。

(イ) 鳥獣被害対策指導員（徳島県に登録された組合職員）が、防護柵等設置された施設及び対策について、鳥獣被害防止に効果的なものとなるよう助言・指導を行います。

6 収入保険の普及および加入推進方策

(ア) 関係機関及び農業関係団体を構成員とする「徳島県収入保険推進協議会」を中心に、関係機関との連携をより強力なものとし、農業者への円滑な普及推進を図ります。

- (イ)顧客リストの整備に努め、地域別、品目別の農閑期に集中推進を計画的に実施します。
- (ウ)コロナ禍による影響を受けた農業者に「特例制度」の説明を丁寧に行い普及推進に努めます。
- (エ)収入保険と農業共済の加入推進活動を一体的に進め、より効率的な推進を図ります。
- (オ)関係団体が開催する会議、並びにNOSA I 部長会等で青色申告の普及及び収入保険の説明に努めます。
- (カ)青色申告及び選択加入となる他の類似制度について、全職員が知識習得に努め、適切なアドバイスを行い農業者から信頼される職員の育成を行います。
- (キ)適正な情報管理体制を構築し、青色申告に関する書類等個人情報の厳正な管理を徹底します。

7 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備

- (ア)理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年4回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営の適正化を図ります。
- (イ)理事会は、コンプライアンス・アクションプログラムを策定し、その達成状況を随時検証し、法令遵守態勢を構築します。また、コンプライアンス改善委員会を定期的で開催し、進捗状況を検証するとともに、外部委員の意見を踏まえた業務の改善に取り組みます。
- (ウ)監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年2回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、適正な執行体制を構築します。
- (エ)「個人情報の保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」に基づき、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の安全管理を徹底します。

(2) 共済部長（NOSA I 部長）の設置及び職務

行政における実行組等の集落単位を基本に「NOSA I 部長」を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理等、組合員とのパイプ役として農業保険事業の普及推進の職務を担います。

(3) 職制及び職員の配置

- (ア)1本所2支所へ組織体制整備が完結し、総務関係業務は本所総務部

に一元化し執行します。また、事業関係業務は本所事業推進部の統括のもと、支所と連携しグループ制をもって事業推進に取り組みます。また、テレビ会議を導入し、会議の省力化及び本所、支所間の連絡体制を構築し情報共有を図ることで業務の合理化・効率化に努めます。

- (イ) 監理課は、定期的に内部監査を実施し、事務の履行状況について監査し、内部牽制機能の強化に取り組みます。また、監査結果に基づく指摘事項等の改善については確実に取り組み、業務の適正化を図ります。
- (ウ) 畜産農家の主要部の石井町に家畜診療所を設置することで、組合員からの往診依頼に迅速に対応し診療体制の向上に努めます。
- (エ) 加入推進体制の拡充強化を図るため地域グループ制を最大限に活用し、農業保険の普及拡大に取り組みます。

(4) 研修体制及び計画

- (ア) 全職員を対象としたコンプライアンス研修会を開催し、意識高揚を図るとともに資質の向上に努めます。
- (イ) 農林水産省及びNOSA協会主催の研修・専門講習会等に計画的に参加させ、職員のスキルアップ及び能力の向上に取り組み、次世代を担う人材の育成の強化を図ります。

(5) 広報広聴活動の充実及び情報開示

- (ア) 広報紙を定期的に発行し、収入保険及び農業共済事業の内容を中心とした組合情報の提供を行い、制度の普及、定着に努めます。また、ホームページの定期更新を行い、組合員にとって分かりやすい情報の提供に努めます。
- (イ) 農業保険の改正内容等を効果的にPRするために、広報担当者会議を定期的に開催し広報活動の充実強化を図ります。
- (ウ) 「農業共済新聞」の普及・定着に努め、四国版の充実を図るとともに農家経営に有益な情報を発信します。

(6) 事務機械化処理の実施方策

- (ア) 農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用に取り組みます。
- (イ) 個人情報保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティー対策を実施し、情報管理体制を強化します。
- (ウ) 業務日報管理システムを活用し、業務内容の明確化と効率化を図ります。

(7) 予算統制の方策

- (ア) 予算執行状況を定期的に理事会に報告し、進捗管理を行うとともに、不断の経費節減を徹底する等、効率的な予算の執行に努めます。
- (イ) 理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、安全性を第一とした資産運用に努め、利息収入の確保に取り組みます。
- (ウ) 余裕金運用管理委員会を定期的に開催し、効率的な資金運用に取り組むとともに、随時理事会へ協議結果を報告する等、資産管理の透明化を図ります。

8 社会貢献活動

全国統一の社会貢献活動「ふるさと見守り活動」の一環として、NOSA I 徳島は、「こども110番活動」、「高齢者見守り活動」及び「産業廃棄物の不法投棄の通報等」を継続して実施し、地域の安全・安心に貢献します。